

令和6年度 春日井市立西部中学校 部活動活動方針

1 学校教育目標

- ア 校訓を基盤とした、高い知性と豊かな情操を身につけた生徒の育成
- イ 自ら学ぶ意欲と、社会の変化に主体的に対応できる能力を持つ生徒の育成
- ウ 自主的で、最後まで頑張りぬく心身共にたくましい生徒の育成
- エ 勤労を尊び、礼儀正しく、誇りと責任を重んじ、学校や郷土を愛する心豊かな生徒の育成

2 活動方針

- ア 趣味・特技をより追求し、技術の向上をめざす。
- イ 自主的・主体的な活動を通して、自分たちの力で集団生活をより楽しく、よいものにしていく態度、実践力を養う。
- ウ 日常生活における体育・健康、文化・芸術の分野に関する活動が適切かつ継続的に行えるようにする。

3 部活動について

(1) 部活動の設置及び活動場所について

No.	部活動名	男女	活動場所	顧問
1	バレーボール	男	運動場／体育館	橋本空・西
2	バレーボール	女	運動場／体育館	山田義・飯尾
3	ソフトテニス	男	テニスコート	河本・大澤・森
4	ソフトテニス	女	テニスコート	石川・崎濱・服部
5	水泳	男女	プール	森川・村上航
6	卓球	男	体育館／武道場	川口・中川
7	卓球	女	体育館／武道場	柘植・宮城・花本
8	剣道	男女	武道場	東・魚崎・藤井
9	サッカー	男	運動場	佐藤孝・松原
10	野球	男	運動場	太田・加世田
11	ソフトボール	女	運動場	人見・今井太
12	バスケットボール	男	運動場／体育館	稲垣・坂本
13	バスケットボール	女	運動場／体育館	土川・松岡
14	ハンドボール	男	運動場／体育館	伊藤誠・石黒
15	ハンドボール	女	運動場／体育館	郷・小川・糸井川
16	合唱	男女	第二音楽室・第二備品室・2棟教室	宮田・渡辺
17	吹奏楽	男女	第一音楽室・1棟教室	木村・山田佳・橋本里
18	囲碁・将棋	男女	図書室	諸岡・長谷川・阿部
19	美術	男女	第一美術室・第二美術室	魚崎・櫻井・中山

※平日の休養日は、学校としてNo部活デーを設ける。

(2) 活動時間について

ア 活動時間は、平日の授業後2時間程度とする。

※入学式・始業式・終業式は、原則として休みとする。

事情がある場合、教頭に相談して再登校での活動となる。

再登校での集合・活動時間は、14:00以降とする。（平日なので、活動時間は2時間程度となる。）

※卒業式や体育大会や文化祭などの学校行事当日及び準備の日は、原則、部活動停止とする。

（ただし、予備日や行事順延も考えられるため、月予定に掲載されるNo部活デーに準ずる。）

イ 週休日・長期休業中は3時間程度とする。ただし、最終下校時刻は厳守させる。

※顧問は、活動時間の前後30分間は学校に待機する。（欠席連絡やトラブルなど対応）

※長期休業中の活動は、8:45～16:20のうちの3時間程度とする。

※長期休業中の体育館の使用時間は、2ローテーションとし、①8:45～12:30②12:30～16:15の時間で活動をする。

ウ 顧問は最終下校時刻を厳守し、15分前までに活動を終了する。最終下校時刻には校門を通過させるように指導する。

エ 朝練習は行わない。（令和元年度から行っていない）

オ 諸活動停止日（No部活デー）や諸活動停止期間は、原則として活動を行わない。

また、職員会議（現職教育）中の活動は停止とする。

大会・演奏会があり、やむを得なく活動したい場合は、教頭に相談をする。

※テスト期間・・・5教科→5日前から活動停止、9教科→7日前から活動停止

（職員室入室禁止期間は教科数に関係なく、7日前からとする。）

【最終下校時刻】

平日の活動が2時間程度になるよう、心がけてください。

月	1日～15日	16日～31日	月	1日～15日	16日～31日
4月	17:15		10月	16:45	16:20
5月	17:15		11月	16:20	
6月	17:15		12月	16:20	
7月	17:15		1月	16:20	
夏休み	16:20		2月	16:45	
9月	17:15		3月	17:15	

(3) 休養日について

ア 毎週平日に学校としてNo部活デーを設け、土日のどちらかを休養日とする。

イ 長期休業中における土日の活動は行わない。また、連続1週間程度のオフシーズンを設ける。

※夏休み期間は、会議・行事を行わない期間をオフシーズンとする。

冬休み期間は、年末年始の期間をオフシーズンとする。

春休み期間は、4月1日から始業式前日までの期間をオフシーズンとする。

ウ 顧問は月活動予定を作成し、生徒を通して家庭に周知する。

また、毎月の活動予定表を部活動ファイルに綴じる。（3月末に担当が回収する。）

(4) 部室の使用

ア 開錠・施錠については、顧問の指導のもとに部員が責任を持って行う。（窓の施錠も忘れずに）
風によりドアが外れることがあるため、南京錠をひっかけるようにする。

イ 運動部の 部室内の飲食はすべて禁止とする。

ウ 部員以外の生徒の入室は禁止する。

エ 部室は定期的に清掃し、常に整理整頓に心がける。(部活使用物品以外置かない。)

オ 以上の管理はすべて部活顧問が行う。

※ ア～オのことが守れない場合、部室の使用を禁止することがある。

(5) 活動時の服装

ア チームで統一された専用着がある部活動は、専用着での練習を可とする。

その他の部活動は、制服・体操服・部 T シャツ・ウインドブレーカー（防寒具可能期間限定）で練習をする。

イ 部 T シャツについて(※以下の①～⑤の条件が守れない場合は T シャツの使用を禁止することがある。)

① それぞれの部で統一して作成されたものに限る。

② 生地の色は、白、黒、グレー、紺に限る。

③ 「西部」のロゴを必ず入れ、デザインが華美になりすぎないように注意する。

④ 土日、祝日、長期休業中に限定。その際、練習着登下校可。

⑤ 「白地、胸にこぶし大のワンポイント」の部 T シャツは、④の日以外の練習時・下校時にも着用可。

⑥ 新規デザインで作成する際は、部活動担当に相談すること。

⑦ 県大会出場記念 T シャツなどは、基本的に部 T として認められない。

4 部活動運営の留意事項

(1) 部活動運営・活動計画

ア 各部活動は、指導方針や年間活動計画並びに毎月 of 活動計画を作成する。

イ 作成した運営・活動計画は、学校長に提出する。

ウ 作成した運営・活動計画に基づいて、保護者説明会を開催し、保護者との連携・協力体制に努める。

※今年度、保護者説明会は、5月16日に開催する。

→開催に際して、全校生徒を通じて、開催案内を配布する。

→保護者説明会の開催場所（開催教室）は、後日決定する。

また、参加できない保護者にも保護者会の内容が伝わるように配慮する。

エ 部活動日誌を活用し、活動の記録をつける。1年間保管するため、丁寧に記入させる。

3月31日までに部活担当に提出する。生徒が体調不良を訴えた場合については日誌に記入する。

日誌の顧問印の欄を記入し、活動中の健康状態の変化を必ず把握するようにして下さい。

(2) 健康安全への配慮

ア 活動の前後に健康観察を行い、生徒の体調を考慮して活動させる。

イ 活動中の生徒の様子に気を配り、体調不良や負傷の際は適切に対処する。

ウ 習熟度や男女差、年齢差等を考慮した効果的な練習方法を考え、指導する。

(3) 事故防止及び事故対応

ア 必ず顧問が来てから活動を始めさせる。

イ 健康観察及び準備運動などを十分行うとともに、事故・疾病が発生した場合は、応援を依頼し、顧問が適切な処置を行う。

ウ 所定の場所で行い、危険防止のため、ケガや事故が考えられる場所では活動しない。

雨天時は、教室や特別教室、体育館等を使用してもよいが、顧問が責任をもって監督し、安全面に留意すること。廊下や階段を走ることや校舎内での激しい運動は行わない。

(4) 夏季の活動及び夏季休業中の活動時の健康安全への配慮

ア 顧問は暑さ指数（C4th トップページ参照。毎時 25 分ごろ更新）に常に気を配り、生徒の健康状態に合わせ、適切な活動内容を適切な活動場所で行う。ただし、暑さ指数が 31 度を超えたときは部活動を休止

する。下校中に熱中症にならないよう、暑さ指数が下がるまで冷房の効いた教室等でミーティング又は学習活動等を行う。

イ 水分補給及び休憩については、当日の暑さや湿度などを十分考慮して適切に指導する。

ウ 緊急対応のため、長期休業中は、校内顧問又は教職員 2 名体制を原則として活動させる。

(5) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

ア 生徒への指導において、人間性や人格を否定するような発言や行為はしてはならない。

イ 体罰は学校教育法第 11 条において禁止されており、いかなる場合においても行ってはならない。

(6) 部活動費

ア 部活動運営予算として、各部の部費徴収額については上限 2 0 0 0 円（吹奏楽別枠 3 0 0 0 円）程度とする。**※入部している生徒全員から徴収するようにする**

イ 部活動費を徴収した場合は、顧問は会計処理を適切に行い、年度末会計報告用紙を制作し保護者に会計報告を行うとともに、校務主任等に会計監査を依頼する。

ウ 大会参加費及び移動に係る交通費など、その都度必要な経費については、保護者への連絡を文書で行い、個別に徴収する。

※ 途中退部は返金しない。途中入部に関しては、残りの月を考慮して徴収する。

(7) 保護者・地域との連携・協力

ア 保護者会開催後は、記録を部活動ファイルに綴じる。

イ 部活動指導員は、可能な限り、地域の人材を活用する。

ウ 学校と地域が共に生徒を育てるという考えのもと、地域におけるスポーツ・文化環境整備を進めていく。

5 入部・退部・転部について

(1) 入部（体験入部・仮入部）

ア 全学年希望参加制とする。

イ 原則として 3 年間同一部活で頑張らせるように指導する。

ウ 体験入部期間は複数の部活動を体験させる。

また、仮入部期間にはできるだけ 1 つの部活動を 3 年間続けられるか体験させる。

エ その後、入部届を顧問又は担任に提出し、本入部とする。

(2) 転部・退部について

ア 転部退部は本人及び保護者から申し出があった場合、顧問と担任、学年主任で慎重に検討して保護者に報告する。その後、転部届（入退部届）を部活動担当へ提出する。

イ 部の改廃を伴う場合転部・退部は例外とし、本人の意思を尊重し対処する。

その後、転部届（入退部届）を部活動担当へ提出する。